

浜松市における配水管工の資格審査に関する運用基準

浜松市における配水管工に関する要綱（平成14年制定。以下「要綱」という。）の個別手続きの運用基準は、次に定めるところによるものとする。

1 資格審査の時期

要綱第3条に規定する配水管工の資格審査は年1回とし、5月に実施する。但し、申請者が耐震継手配水管技能者の場合は、随時審査する。

2 配水管工の認定要件

要綱第10条に規定する審査委員会は、配水管工資格申請者について次の要件を満たしているか審査する。

- (1) 申請者が財団法人給水工事技術振興財団の配管技能者、技能検定による配管技能士、認定職業訓練の配管科修了者、又はこれらに準じる者、日本水道協会による耐震継手配水管技能者のいずれかであること。
- (2) 申請者が分水栓穿孔技術を有していること。
- (3) 申請者の配水管工補助員として届け出た工事件数が1件以上あること。
- (4) 上記工事において、申請者の常駐日数の総計が30日以上であること。
- (5) 上記工事において、申請者が配管作業中の5箇所以上の写真があること。
なお、申請者が配管技能者以外の場合は、上記写真に加え、分水栓穿孔の5箇所以上の写真があること。
- (6) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の認める技術講習会に参加していること。
- (7) 申請者が耐震継手配水管技能者の場合は、分水栓穿孔技術の有無の審査のみとする。

3 配水管工の認定

前項に規定する審査委員会の判定結果に基づき、配水管工有資格者として認定、登録及び可否の通知をする。

4 細目

この運用基準に定めない細部の運用については、その都度審査委員会において定めるものとする。

附 則

この運用基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年7月1日から施行する。